

令和5年の町税の納税が始まります

須恵町の町税の納付方法は、須恵町役場や金融機関でのお支払い以外にも以下の納付方法があります。
※どの納付方法でも税額(納付する金額)は変わりません。

NEW 電子納付 (QRコードなど)

令和5年4月から発行される納付書にはeLマーク・QRコードが印字されます。
eLマーク・QRコードが印字された納付書は新たに下記の納付方法が可能となります。

- スマートフォンやパソコンで「地方税お支払いサイト」に接続してクレジットカードでの納付やスマホ決済アプリを利用し、いつでも、どこでも、町税の納付をすることができるようになります。(納付方法によっては手数料がかかる場合があります)
- 納付書に記載されているQRコードを利用することにより、全国のほとんどの金融機関で納付することができます。

※詳しくは「地方税お支払いサイト」のホームページをご覧ください。
※領収証書は発行されません。必要な場合は他の方法で納付してください。

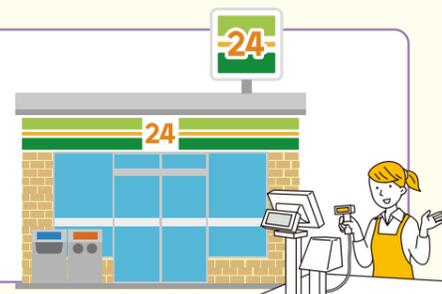


コンビニエンスストアでの納付

コンビニエンスストアにて納付書を使用して現金納付ができます。
※納付場所は納付書裏面をご確認ください。

●取扱できない納付書

30万円を超える納付書、バーコードが印字されていない納付書、
バーコードの読み取りができない納付書、金額を訂正した納付書、
取扱期限を過ぎた納付書



口座振替での納付

事前に登録した口座から納期限日に自動引き落としで納付できます。納期ごとに納付する方法と最初の納期に1年分すべて納付する方法が選択できます。

須恵町役場の税務課もしくは取扱金融機関窓口でのお申し込みになります。

※領収証書は発行されません。必要な場合は他の方法で納付してください。

●取扱金融機関

西日本シティ銀行・福岡銀行・福岡県信用組合・粕屋農業協同組合・ゆうちょ銀行



キャッシュレス決済での納付



アプリを利用したキャッシュレス決済により納付ができます。
キャッシュレス決済は、納付書のバーコードをスマートフォンなどで読み取り、現金以外で納付を行う決済サービスです。

●ご利用可能なアプリの種類 PayPay・LINE Pay・モバイルレジ

※アプリの操作方法などは、各アプリのホームページをご確認ください。
※領収証書は発行されません。必要な場合は他の方法で納付してください。

※納付の手続きに係る通信費はご利用者負担となります。

須恵町の町税の納税が5月から始まります。納付期限内の納付をお願いします。

各税目の対象者と納税通知書発送予定月

住民税

- 令和5年1月1日に須恵町に住民登録のある人が課税され、令和4年の収入に応じて税額が決定されます。

- 通知書・納付書は
6月上旬ごろ
に発送します。



固定資産税

- 令和5年1月1日に、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人に課税されます。

- 通知書・納付書は
4月下旬ごろ
に発送します。



軽自動車税

- 令和5年4月1日に軽自動車・バイクなどの所有を登録している人に課税されます。

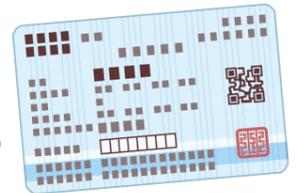
- 通知書・納付書は
4月下旬ごろ
に発送します。



国民健康保険税

- 国民健康保険に加入している人の世帯主に課税されます。

- 通知書・納付書は
6月中旬ごろ
に発送します。



※納付書を紛失した場合は、再発行しますので税務課までご連絡ください。

納付期限一覧

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

納付期限は各期の月末(月末が休日などの場合は翌平日)となります。

※12月のみ25日が納付期限となります。

☎ 税務課 収納係 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線132・133・139)